

令和8年第2回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和8年6月11日
 招集場所 度会町議会議場
 開議 令和8年6月11日（午前10時00分）
 出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
 6番 貞森 義和 7番 若宮 淳也 8番 登 喜三雄
 9番 西井 仁司 10番 濱岡 裕之 11番 中森 慰
 欠席議員 4番 中西 久博

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	長寿福祉課長	西村 夏之
副 町 長	西岡 一義	産業振興課長	森井 裕
参 事 兼 総 務 課 長	山下 喜市	環境水道課長	西田 健
施設管理室長	岡谷 吉浩	建 設 課 長	阪口 昇吾
みらい安心課長	作野 和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	長谷川陽子
税務住民課長	山北 早苗	教育委員会教育長	中村 武弘
保健こども課長	福谷 千鶴	教育委員会事務局長	井口 由子

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	迫本 晃	書 記	山下 雅輝
書 記	大谷 悦正	書 記	宮崎 卓也

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第35号～議案第62号）
- 日程第4 採決（議案第35号～議案第62号）
- 追加日程第1 追加提出議案の上程（議案第64号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（議案第64号）
- 追加日程第3 質疑（議案第64号）
- 追加日程第4 常任委員会付託（議案第64号）
- 追加日程第5 討論（議案第64号）
- 追加日程第6 採決（議案第64号）

追加日程第7 議員提出議案の上程（発議第2号）

追加日程第8 提案理由の説明（発議第2号）

追加日程第9 質疑（発議第2号）

追加日程第10 討論（発議第2号）

追加日程第11 採決（発議第2号）

追加日程第12 議員提出議案の上程（発議第3号）

追加日程第13 提案理由の説明（発議第3号）

追加日程第14 質疑（発議第3号）

追加日程第15 討論（発議第3号）

追加日程第16 採決（発議第3号）

日程第5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

議案第35号 令和8年度 度会町一般会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和8年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第37号 令和8年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和8年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 度会町行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第40号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第41号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第42号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町一般会計補正予算（第10号））

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第5号））

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第5号））

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

- 議案第49号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 議案第50号 麻加江辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第51号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第52号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第53号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第54号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第55号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第56号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第57号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第58号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第59号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第60号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第61号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第62号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第64号 令和8年度度会町一般会計補正予算（第2号）
- 発議第2号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 発議第3号 町長の専決処分事項の指定について

◎開会の宣告

（10時00分）

○議長（若宮 淳也） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、令和8年第2回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいと思いますので、御了承のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日、4番 中西久博議員が欠席しておりますので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

3番 大野原徳議員。

《3番 大野 原徳 議員》

○3番（大野 原徳） 3番議員大野でございます。議長に許可を得ましたので、一

般質問をさせていただきます。

エアコンの2027年問題に伴う町民の影響と省エネ家電購入支援制度について。近年、地球温暖化の影響により、夏季の猛暑は深刻さを増しており、エアコンはもはやぜいたく品ではなく、命を守るための必須のライフラインとなっております。そうした中、2027年4月から経済産業省の省エネ法に基づく新しい省エネ基準が導入されます。いわゆるエアコンの2027年問題です。

これにより、現在の市場の主流である低価格帯のスタンダードモデル約8割がですね、新基準を満たさなくなり、製造販売ができなくなります。各メーカーは新基準をクリアするために、高性能化を進めており、2027年以降は、エアコン全体の価格水準が大幅に上回ることが懸念されています。この法規制の変更は、2026年後半から駆け込み需要による品薄や工事渋滞、そして、2027年以降の購入負担額増という形で町民の家計に直撃します。特に、年金暮らしの高齢者世帯や低所得世帯においては、故障時の買い替えが大きな経済的負担となり、熱中症リスクを高める要因になりかねません。既に、一部の自治体では、独自の省エネ購入、家電購入に対する補助金やポイント還元制度を導入し、住民の負担軽減と脱炭素化を同時に進めています。本町においても、町民の命と生活を守り、併せて、地域の温暖化対策を推進するため、独自の支援法を講じるべきだと考えます。

1、2027年問題に対する町の現状認識について、2027年4月の新省エネ基準導入に伴い、安価なエアコンが市場から消え、町民の購入負担が増加するという2027年問題について、町はどのような影響があると認識しているか、伺います。

また、特に熱中症リスクの高い高齢者や経済弱者への影響をどのように考えているか。

2、町独自の省エネエアコン購入補助金制度創設について、町民の経済的負担を軽減し、熱中症から命を守るため、また、町の脱炭素化、カーボンニュートラルを推進するため、新基準に適合する省エネエアコン等の購入、設置費用に対する町独自の補助金または助成金制度をですね、早期に創設すべきと考えますが、この2件の質問に対し、町長の考えは。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さん、おはようございます。

大野議員さんの質問にお答えをいたします。

まず初めに、2027年問題に対する町の現状認識についてでございますが、御指摘のエアコンの2027年問題は、脱炭素化社会を迎えて、極めて重要な視点であると受け止めております。

近年の記録的な猛暑においては、エアコンはもはや単なる家電製品ではなく、特に高齢者においては、命をつなぐライフラインであることも認識しており、単に補

助制度の創設といったことではなく、エアコンの適切な利用を促進するための広報のほか、クーリングシェルの設置や周知など、命を守る行動をしっかりと伝えていくことが肝要であると考えております。

また、町独自の省エネエアコン購入補助金制度の創設につきましては、貞森議員さんから同様の質問を、令和7年第3回定例会の一般質問でいただきましたが、公平性の観点から、一般住宅へのエアコン補助制度創設は考えておりません。

県内では、過去に東員町や鈴鹿市、志摩市で環境対策として、県外の自治体では困窮者対策として、時限立法での補助の事例がございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの不定期な国の交付金を活用したものであります。

当町では、公平に幅広く町民に行きわたるような施策としたいので、今後、同様の交付金があった場合でも、現在のところは考えておりません。

以上、大野議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、大野原徳議員。

○3番（大野 原徳） 町長の意見は、真摯に受け止めたと思っております。

しかしですね、先ほども申しましたが、熱中症リスクの高い高齢者や経済弱者への影響っていうのはですね、町の方も真摯に受け止めていただきたいと思います。

またですね、町民の周知と啓発について、2027年直前には駆け込み需要によるエアコンの品薄や設置工事の遅れ、さらには、便乗値上げなどの混乱が、まさに今、起きていると聞きます。

町民がですね、適切なタイミングで賢く買い替えが行えるようにですね、広報やホームページを通じて、この2027年問題と、国の省エネ補助金制度などについてですね、早期に周知・啓発を行っていただきたいと思います。

以上をもちましてですね、私からの一般質問は終わらせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、大野原徳議員の質問を終わります。

続きまして、6番 貞森義和議員。

《6番 貞森 義和 議員》

○6番（貞森 義和） 過日、一般質問を通告した貞森でございます。

私は、二点について、町長に主に質問したいと思います。

一点目は、そこへ書いてもらっておるとおりで、令和7年第4回定例議会においても、私このことを質問しました。中学校の、小学校がもし給食無償化になったら中学校へ回したってくれへんかという、その質問でございます。

小学校は確かにね、こうなって、私、教育委員会でこの文書ももらいました。なかなか冷静なええ文書です。教育委員会が発行したやつはね、他の自治体とはちょっと違とるんです。こんな文章でした。

助成事業を実施しますので、給食費の保護者負担額が下記のとおりとなることを

お知らせするもので、これまだ金いるんかなと思ったんです。そしたら違うんですね。その下にね、学年は小学校で、給食費の月額が5,200円、その5,200円を補助金が5,200円で、保護者負担は結局ゼロとなるという、最後まで読むと、何でもここであんなになったんやと思うんですけどね。それで、国の給食費負担軽減交付金を活用していますって書いてあって、度会町のこの教育委員会の文章は、非常に穏やかなというんか、冷静なやつです。私やったら、もうすぐただになったで、ただになったで、それを喜ぶんですけど、度会町の教育委員会、ええ文書でした。

その小学校が無償化になったというのはね、皆さんも御存じだと思いますが、度会町は5,200円でやとったんです。それを5,200円もろたということでありがたいことなんですが、もともと6,000円ぐらいでやとった自治体もあるわけですね。そんなところは、無償化になったと言われたもので、その分を補填するわけです、自治体がね。無償化になりました、その代わり、町からこのぐらいの補助をしますってというのが、例えば低学年やったら700円します、小学校の中学年やったら800円、高学年の5年6年やったら900円補助します、これは町負担ですという、そういう文章になっとなんてですね。無償化になりましたと、こう出とんですけど、度会町のは、保護者負担は、以下のようになりますいうて、非常に冷静な文章でした。これは僕は感心しました。ええ文章やなと思いましたね。

それで、その次に、その小学校へ行く予定のお金が要らなくなったんだから、中学校へ回したってくれって、この前も言うたんですけど、なかなかそのとき、それじゃあそうしようとは言ってもらえませんでした。再度しつこいほど、私尋ねるんですけど、子どもさんらが、今、教科書も無償になっています。通学はほぼ、私は小川郷ですから、バスで行っていますので、通学費は要りません。

この間、医療費も無料になりました。そしたら、あと給食費もしたってくれへんかいなというのが、私の希望です。それで小学校の数もね、ちょうど中学校の数も見てみますと、小学校は資料をもらいましたら、中学校のちょうど倍ぐらいで、中学校は172、3学年で170人ぐらいですね。ほいで小学校は340人ぐらいです。そうすると、半額補助をしたってもろても、ええんと違うかと、今もね、小学校要らないんですからね。そういう意味でくだいようですが、町長に、この際、中学校も同時にやると、もう国のあれを待っとるっちゅう情けないこと言わんと、よし度会町は、今まで半額しとったんやから、中学校の半額も、もう全額にしたるといいうぐらいの決意をしてほしいなというので、私は、町長の姿勢をただしとるんです。町長の答弁をお願いします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

これまで、貞森議員さんからは給食無償化について、何度も御質問をいただいて

おり、子どもたちの健やかな育ちや、子育て世代の負担軽減についての熱意を感じているところであります。

御質問に関しては、教育長からお答えをさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） 町長に代わりまして、貞森議員さんの質問にお答えいたします。

まずは、もう様々予算の中、厳しい中、教育への予算をいろいろいただきまして、本当に深く感謝しております。

御承知のとおり、国の政策により、度会小学校においては、実質保護者負担ゼロでの給食提供が実施され、私といたしましても、大変うれしく思っているところで

す。

度会中学校における1人当たりの給食費につきましては、月額5,800円となっており、その半額を町が補助し、保護者の皆様にも月額2,900円を御負担いただいております。今年度の見込額で言いますと、保護者の方からいただく給食費の総額は、およそ555万円となっています。

給食運営には、食材費のほか、調理や配送に係る業務委託や設備費、修繕料、光熱費などが必要になってきます。全てを合わせますと、令和7年度の決算見込額になりますが、およそ7,783万円を要しております。

これらの給食運営に必要な支出額全体から見ますと、保護者の方々に御負担いただく費用は7.1%程度となっており、実際にはほとんどの金額が国や町により賄われております。100%これぐらいとしますと、7.1%を今のところ、中学校の保護者負担という形になっております。

また、現在使用している給食センターは、平成12年度から稼働しておりまして、施設そのもののメンテナンスにかかる費用や、設置しております設備の買い替えなどにかかる費用も必要になってきます。

先般も、炊飯器が壊れまして、様々なところに御迷惑をおかけしたところでございます。

限られた財源の中で、安全でおいしい給食を継続的に作るためには、食材費以外の設備環境を整えることも重要と捉えております。

そして、安全な給食運営を行っているところでございます。

これらのことから、給食費の無償化は、子育て世代の負担減につながる重要な施策ではありますが、中学校の給食費につきましては、当面、現状維持の半額補助を考えております。

経済的理由によって、就学が困難な中学校の生徒・保護者の方につきましては、度会町就学援助費給付要綱に基づき、給食費を町負担により全額支給しているところ

ろです。

今後とも、貞森議員さんの深い知見と長年の経験に基づいた御助言をいただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上、貞森議員さんに対する答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 教育長にね、ああいう答弁というか、ああいう説明をしていたくのは、僕は町長情けないと思うんですね。自分が言わんとね、中学校は半額負担でええねんっていうようなことを言っとったらいかんと思いますのでね。

これ給食費の小学校は無償になったんですから、その分金浮くわけですからね。もともと、半額負担するつもりやったんですからね。それは、もうぜひね、やっってもらわんと、この辺でもう決意していただかないとね。また、国のなんやら待ちで、国はどういうつもりでおるんかっちゃうのは、私はよう分かりません。

前の政権のときには、1年後ぐらい中学校もみたいなことは言うもったようなことは風の便りで聞いていますけど、今どういう態度でおるんかね。

しかも、国は無償化いうて言うたけど、一定の金額だけしか出さないわけですからね。その分自治体によっては無償化と言えども、ちょっとこんだけ自治体を持たんならんみたいなのはあるので、完全無償化ではないんですけどね。

そういう意味で、中学校の方も、もうこの際、俺決めるわと、町長に言うてもらわんと、僕はもう引き下がりたないぐらいの気持ちでおるんです。子どもは宝やと口で言いますがね、そしたら子どものために何かしとるかいうと、私らもそんな大したことはようしません。大人がすることは、お金で面倒見てやることやと、それでお金で面倒見てやって、喜ぶ姿を見たらね、した方は、また自分の健康にもええてよう言われていますね。そのぐらいね、今はお金が大事なときや思うんで、お金でちょっとしてやって、子どものためにしてやってね、それで成長していく姿を見とって、やっぱりこれもしといたって良かったなというふうにしたいと思うんですが、再度、教育長ではない、町長の決意を聞いて、その結果で、この質問を終わりたいと思うんですが、町長よろしく。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） はい、私も貞森議員さんの意見の趣旨はよう分かるんですが、私も1回答弁をしたので、それをなかなか変えるというようなことはできません。

子どもたちの幸せのためにプールなんかはただにしましたね。給食費は親に援助することになるんですね。回りまわって子どもたちのためになるかも分かりませんが、ご飯はやっぱり食べやなあきません、しっかりと。

ですので、いろんなことで、教育に対して、しっかりと私はお金かけてきたつもりです。勉強するため、クラブ活動するため、スポーツするため、そんなところに

お金を使いたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 今回の答弁はね、食べるもんだけは親がせないかんちゅう、昔の感覚ですよ。そやけど、これはもう町長変わらないんですからね、もう私、今回も中学校の給食無償化は駄目でしたということを、また、町民の皆さんに言わないかんと思っています。

最初の質問は、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、二つ目ですが、これも地域の方が言うてくれたんですが、地域振興券のあの結末はどうなったかというので、細かい話なんで、課へ行っって聞いたらええじゃないかちゅうことではいかんので、公の場でちゃんと答弁してもらってほしいという意見でしたので、そうか、ほんなんやったら、一遍やってみようかなと。地域振興券が、この前現金やなしにという、あの理屈は、私ももう教えてもらいました。

現金給付が一番ええんと違うかというのは、私この前言うたら、限度額があるんやと、それは知りませんでしたからね。それはそれでいいんですが、地域振興券の最後の結末をね、これはもう町長が説明してくれいうたって、細かい話ですから、課で説明してくれるんだと思いますが、未使用分なんかが、あるいは届かなかった分なんかが、どのぐらいあるんかと。7,000何人の中のどのぐらいあるんかと。3回配達して届かなかったら、もう役場へ戻すと。そういうふうなことやらもあるようですから、その点からも、説明していただきたいと。金額はすぐに聞いても、よう僕メモしませんので、後でまたその担当課へお伺いする予定ですので、その準備もお願いしたいと思いますが、この地域振興券の最後の精算ですね、これを説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） はい。それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

物価高騰対策として、物価高騰に直面する町民の皆様に迅速な支援を行い、町内の消費喚起並びに地域経済の活性化の両立を図るための最善策として、より経済波及効果の高い地域振興商品券の発行を施策とし、いち早く町民の皆様方のお手元に届けられるよう進めてきたところであります。

1月の中頃には、町民の大半の皆さんにお届けをすることができ、たくさんの方々に御利用をいただけたのは、議会の皆様の協力、そして商工会や郵便局、各参加店舗などの御協力があったこととあります。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

これ余談ではございますが、ほかの自治体ではまだのところもあり、今やっているとところもあるということで、私のところに電話かかってきまして、度会町はせえ

へんのかというような電話あったんですけど、度会町は1月の半ばにやったんやと、もうそれは既にみんなの協力があってできたことやということで、話をしたことがあります。

また、御質問のありました事務経費等の状態につきましては、担当課長から説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、産業振興課長、森井課長。

○産業振興課長（森井 裕） はい。それでは、貞森議員さんの質問にお答えします。

こちらの金額につきましては、商工会の実績報告による速報値でありまして、町が証憑書類を確認中の数字でございます。

まず、一点目の使用状況につきまして、7,394人に1万5,000円分を発行し、全体の発行額は1億1,091万円で行いました。このうち、住民さんのお手元に届けることができなかった分が、10世帯12人で、0.16%で行いました。

また、全体の発行額に対する利用率は99.28%でございます。

二点目の財源は、国の交付金1億1,454万8,000円、町一般財源は337万7,000円です。

三点目の経費内訳は、商品券の郵送費140万5,583円、宛名シール作成委託費33万8,635円、商工会への補助金が1億1,618万2,117円です。商工会補助金の内訳は、商品券1億1,011万2,000円、商品券及びポスター等の印刷費178万2,859円、事務用品などの消耗品費16万5,764円、換金手数料336万2,760円、取扱店募集等の通信費6万7,914円、人件費68万9,500円、雑費1,320円となっております。このうち、換金手数料と一部の郵送料に町一般財源を充当しております。

また、これまでも地方創生臨時交付金を活用した事業については、商品券を含む全ての事業の結果の概略を、町広報紙及びホームページで町民の皆さんに報告してまいりました。今回も同様に掲載する予定ですが、ホームページ上で掲載していた利用率を広報紙にも掲載したいと思います。

以上で、貞森議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） ありがとうございました。広報にも載せていただくそうで、住民の方からね、例えばの話で、100人使わなかった人がおったら、150万円残るやないかと、そんなん国に返すわけないやろという話があったので、そんなことはない、もっと使えるやろと言うて言うたら、今、未使用何ぼいいましたかな、僅かなもんですね。

○議長（若宮 淳也） はい、森井産業振興課長。

○産業振興課長（森井 裕） 10世帯12人で、パーセンテージは0.16%で、金額でい

きますと18万円が未使用ということです。

はい、以上です。

○6番（貞森 義和） まあ、18万円ぐらいたったらね、残ってもどこかへ、僕はね、もうちょっと残るんやったら、未使用があるんやったら、例えば100万円ぐらいたったら、100万円超えてきますから、学校給食のときにね、今日はちょっと余分なお金が入ったんで、皆さん1つずつシュークリーム配りますぐらいのことできるんやないかと思ったんですけど、それほどの金はないんですね。分かりました。ありがとうございました。どうも、また、広報への掲載もお願いいたします。

私らは、ホームページはよう見ません。年寄りはよう見ませんもんでね、いかなのですけど、書いたものやったら安心して見るんです。ですから、タブレットや、ほんに嫌いですが、時代の流れやと思ってね、タブレットもどうぞやってくださいと言いましたが、私はようしません、あんなね。そんなんで新しいことは何もようせんのですけども、質問だけはね、こんなことを議会で言うてくれへんかって、いくつか言うてきますもんで、そのうちの二つを今回質問としてさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、8番 登喜三雄議員。

《8番 登 喜三雄 議員》

○8番（登 喜三雄） 登喜三雄です。議長の許可をいただきまして、二つの質問をさせていただきますと思います。

まず、一点目の質問でございます。

脱炭素先行地域事業は、5か年計画の2年目に入りました。スタート年度の7年度を終えて、今後の見通し等についてお尋ねをいたします。

ヒマラヤの氷河が溶けて、幸せの国ブータンでは、土石流となって牧草地が瓦礫化しております。

また、海水面の上昇により、低地に住む人々を追いやっております。偏西風が蛇行して、時に熱波となり、スーパー台風が生まれ、大洪水を引き起こしております。地球温暖化が世界中で異常現象を起こしています。CO₂を削減し、温暖化の速度を緩めることは、全人類に課せられた課題です。

先行地域として、この脱炭素事業に取り組むことは、意気を感じ、異を唱えることはなかったのですが、未来を照らす希望を感じながらも、度会町の足元には、なお多くの課題が山積しています。

このような意味から、脱炭素先行地域事業を、いま一度検証したいと思います。

以下3項目についてお答えをいただきたいと思います。

一つ目は、令和7年度では、いよいよ8年度からの実施に向けて計画が策定され

たことと思いますが、十分な成果が得られたのか、その決算状況とともに、お聞かせをいただきたいと思います。

二点目は、スタート年度を終えて、今後4年間の見通しに変化はないのか。町内167戸の住宅にソーラー発電を整備する。400キロワットのバイオマス発電を設置する。また、設立された新電力会社は、どのような組織になっていくのか。果たして採算性は取れるのか。このようなことについてお聞かせをいただきたいと思います。

三つ目は、初心に返って本事業が求める効果と予算編成の在り方についてお聞かせをいただきたいと思います。

地方自治法第1条の2において、地方自治は、住民の福祉の向上を図ることを基本として定めるとともに、憲法をはじめ、予算の単年度主義の原則を求めています。この事業により、町民の皆さんにどのような福祉の増進が図られるのか。言い換えれば、どんな幸せが訪れるのか。

また、本事業は、予算単年度主義の例外的に編成される債務負担行為により5年間、令和11年度までの限度額が議決されております。内訳は、令和7年度で2億7,800万円余り、令和8年度では1億5,000万円余り、合計で4億2,917万6,000円となっております。

本町の行く末を定める、言わば目玉事業が、首長や私たち議員の任期を超えるという予算の在り方に疑問を感じるところです。御所見をお聞かせいただきたいと思います。

一点目の質問でございます。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） はい。それでは、登議員さんの質問にお答えをいたします。

脱炭素先行地域事業は、令和7年度から11年度まで5か年の計画で実施しております。初年度である令和7年度は、地域新電力会社の設立をはじめ、公共施設のZEB化・省エネ改修、木質バイオマス発電、遊休地太陽光発電事業の実施を検討し、脱炭素普及啓発番組の作成及びプロジェクト全体の調整を行いました。これらの総事業費は7,120万円で、その内訳は、国庫補助金が5,332万円、事業者負担が456万円、町負担額が1,332万円でございました。

今後4年間の見通しとしましては、先に検討しました事業の実施に加え、一般住宅や民間施設へのPPA方式による太陽光発電設備の整備、公用車のEV化及び充電設備の導入、EVカーシェアリングの導入、脱炭素普及セミナー等を実施する予定であります。

なお、先ほど懇談会でも御説明申し上げました木質バイオマス発電につきまして、物価高騰等による発電コストの上昇や、材料調達が非常に不安定であることを懸念し、事業中止の方向で検討をしております。これについては、環境省との協議

においても、同様の問題が全国各地で起こっていること、また当計画については、6町連携が最優先されるべきであることから、「木質バイオマスにこだわる必要はない」と御判断をいただいております。いずれにしても、町にとって最善となる事業を模索していくことが喫緊の課題となります。

御承知のとおり、脱炭素先行地域事業は多岐にわたっており、町の様々なシーンに好影響を与えていくものと考えています。

これらの事業が、連携する6町が抱える共通の地域課題を解決し、治山対策の推進、災害時のレジリエンスの向上、雇用の創出等につながっていくことを期待しております。ひいては、少子化対策や移住・定住の促進につながり、人口減少を食い止め、度会町が「未来にわたってずっと住み続けたい町」となることを願っております。

最後になりますが、首長と議員の任期を超える予算編成につきましては、後年度以降の予算にある程度の影響を及ぼしますが、国から5か年の認定をいただいていること、また当町だけではなく多気町と二人三脚で実施している事業であることから、以後継続が必須であることを、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、登議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。温暖化の防止については、全人類に課せられた課題でございます。それを先行地域として取り組む姿勢については、私も十分理解をし、評価をさせていただくところでございます。

5年間の計画でございます。初年度7年度においては、その実施に向けての計画づくりの年度であったと思います。

今お聞きさせていただきましたように、一部見直しがあったようにございます。バイオマス発電等については、今後もう少し検討したいということでございます。

やはり5か年間の計画でございますので、まず計画し、実行し、見直して、それをまたアクションにつなげていくというサイクルに対応していくことが大切でございます。私たち議会も連携する5町の議会との意見交換も必要と感じております。今後、議会内部でもって、議論を進めたいと思っております。

予算の編成の在り方について、私と少し考え方を異にするとところなんですけれども、債務負担行為でもって、国が認めた事業を将来にわたって予算として議決するということは、制度上認められているんですけれども、一定引っかかるのは、やはり町長さんにしろ、我々にしても、来年の7月が任期でございます。ですから、あと3年間ぐらいについては、改めて、次の首長、次の議会に委ねるという姿勢がどこかに見えてきてしかりかと思えます。

私は、総合計画を変更されまして、その基本構想とか、基本計画におきまして、

既に方向性については、脱炭素先行地域事業が認定されているものと理解をしています。今後とも、そういった観点で、私たちの任期についても、十分に理解をした上で、予算編成やら、事業を進めていっていただきたいと思います。

ぜひ、脱炭素先行地域推進事業につきましては、スピード感を持って進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、二点目の質問に移らさせていただきます。

岩手県の大槌町の林野火災に学んで、本町消防・森林・水道行政の連携した取組についてお伺いをしたいと思います。

まずは、被災地の皆様にお見舞い申し上げます。また、不眠不休の消火活動に携われた皆様に、敬意を表します。

本町も1万ヘクタールを超える森林に抱かれた町です。林野火災への心構えをお尋ねいたします。

4項目について質問をさせていただきます。

一つ目です。本町南部地域に給水する川上の一之瀬川源流地区と西部地域に給水する長原立花の小山谷川源流地区の森林は、水道水源を涵養する森林が広がっています。この水源涵養林に大規模な火災が発生すると、水道原水が汚濁され、水量が枯渇するおそれが生じます。火災発生時の消火活動は無論のこと、日頃から山を守る水道水源を保全することを考えた行政活動が大切です。

縦割りではなく、消防行政、また森林行政、水道行政の連携した取組についてお聞かせをいただきたいと思います。

関連いたしまして、二つ目は、本町の背負い式消火水囊の備蓄状況についてお聞かせください。

テレビ等の映像で拝見させていただいておりますと、消防団員の皆さん方が、山に水囊を背負って消火活動をされておりました。本町の備蓄状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

三つ目は、いざ火災が発生したときの消火用の水源の確保計画はどうなっているのか。

また、四つ目につきましては、林野火災に対する消防団活動の訓練、また自衛隊出動要請の想定訓練についてもお聞かせください。

私は、この質問をさせていただくに当たりまして、次のようなキーワードを考えました。参考にいただきながら、お答えをいただければ幸いです。

針葉樹の落ち葉は、多くの油分を含んで燃えやすい。ですから、スギ葉、ヒノキの葉は燃えやすい。消火水源は、宮川に求めるべきだと考えております。これもテレビの映像で、岩手県では、海水を利用したヘリコプターでの散水が見られました。海水では、水道水源を控えた本町にとっては、不適切だと、ふさわしくないと思っ

ております。また、一部ではため池の利用も、利用できると思うんですけれども、ため池は渇水期があります。ですから、基本的には、宮川に求めるべきだと。さて、宮川に求めるときは、どこに求めるんだと。一之瀬の方で火災が発生したときには、一之瀬川では水源としては求めることはできないと思います。そのときは、川口とか、大野木の辺りに求めるのか。また中川地区の方では、どこに求めるのか。そういったことを前もって計画していく必要があるのではないかと考えております。

また、もう一つは、現在、針広混交林というような考え方がございます。針葉樹だけではなく、広葉樹も交えた林を作っていくんだ。そのような山の作り方が考えられておりますけれども、さらに一步進めまして、防火樹林帯をやはり設けるべきだと、林野火災への緩衝帯をつくるべきだと考えております。

それには、サカキとか、シキミとか、アオキとか、そういったような常緑の広葉樹が必要ではないかなと考えております。

最後に、消防・森林・水道担当者で、この水源涵養林の山を3人で、3人か、3部門でもって、山歩きをしていただきたいと、現地を見て、どのような状況になっているのか、頭の中だけで考えるのではなく、三つの部門でもって、山を歩いて、現地で知恵を絞っていただきたいと、そのような考えでもって質問をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） はい、それでは、登議員の質問にお答えをいたします。

まず、町内の水源涵養林でございますが、三重県水源地域の保全に関する条例によるところの特定水源地域のことと解しますが、これは水源地域の中でも、特に重要な地域で、町水道の水源となる地域でございます。町内山林の約113平方キロメートルのうち、約33平方キロメートルがこれに当たり、度会町にとって「命の貯水タンク」とも言えます。

では、これの防火対策としての取組はとの御質問でございますが、まず、火災を起こさないこと、起こさせないこと、未然に防ぐことが、一番重要であります。そして、早期発見、初期消火が原則となります。本町としては、山林に啓発看板を設置するなど、広く周知することで対策を講じているところでございます。

あつてはならないことでございますが、発災直後のことを想定した上で、鎮火後の水道の水質対策を考えますと、通常行っている処理水の月1回の定期検査と、年1回の全項目検査に加え、三重県環境生活部と協議の上、原水検査の地点を増設するなどの対応を検討してまいります。

次に、本町における林野火災対策及び防災体制についてでございますが、まず、二つ目の背負い式消火水囊につきまして、本町においては14基を備蓄しており、そのうち2基ずつを、それぞれの消防車に配備をしております。

また、伊勢市消防本部には63基が配備されており、御指摘の大規模火災の発災時には、総員参集し消防本部全体で消火活動にあたる運用となっております。

加えて、火災の規模や状況に応じましては、近隣の各消防本部に対しても、速やかに広域的な応援要請を行う体制を構築していると報告を受けております。

次の消火用水源の確保についてございます。三重県防災航空隊では、伊勢市消防本部管内における防災ヘリコプターの自給水が可能な水利地点、県のヘリコプターは吸い上げる機能がついておりまして、下まで降りなくても、40センチの水深があれば、吸い上げることができると聞いております。その自給水が可能な水利地点を計26か所と定めておりまして、そのうち16か所が本町内に位置をしております。内訳については、ため池が10か所、宮川での取水が6か所となっております。

最後に、関係機関との連携につきましては、林野火災に対する備えを強化する観点から、平素より密接な訓練を行っております。例を挙げますと、本年2月には、伊勢市消防本部主催による山林火災に特化した林野火災対応合同訓練の事前訓練が実施され、そこには自衛隊の皆様をはじめ、本町消防団も加わり、組織の枠を超えた緊密な連携強化を図ったところでございます。

また、三重県からも「緊急派遣チーム」として、県職員が直接度会町の災害対策本部へ参集し、自衛隊や三重県との連絡体制を専門とする部隊が構築されております。

今後も、伊勢市消防本部及び関係機関としっかり連携し、町民の皆様の生命と財産を守るため、万全の防災体制の維持・強化に努めてまいることをお約束し、登議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。安心をできるような体制を整えられているようでございます。

今後とも、林野火災に対する備えについて、怠りのないようお願いをしたいと思います。

度会町は、先ほどから言っておりますように、水道水源として利用している山林が多うございます。いわゆる水源涵養林でございます。度会町の水道水は、クロム化合物の混ざっていない、本当にきれいな真水でございます。この自慢の水を守っていただきたいと。それには、やはり山をまず守ってほしい。水道があり、実際に火災が生じたときには、消防活動が大切になってくる。ですから、先ほど来、少しお話しさせていただきましたように、3部門でもって、水源涵養林をぜひ山歩きをして、現地でもって体感をしていただきたい。そのようなことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 濱岡裕之議員。

○予算決算常任委員長（濱岡 裕之） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第35号 令和8年度度会町一般会計補正予算（第1号）、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町一般会計補正予算（第10号））、以上、2議案について、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決・承認すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 登喜三雄議員。

○総務住民常任委員長（登 喜三雄） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました議案第36号 令和8年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第37号 令和8年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第38号 令和8年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第39号 度会町行政手続条例の一部を改正する条例について、議案第40号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第41号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第42号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第5号））、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第49号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市

町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、議案第50号 麻加江辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、以上、13議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決・承認すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長 大西徹議員。

○産業教育常任委員長（大西 徹） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第5号））、以上、1議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、承認すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決・承認すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

◎討論（議案第35号～議案第62号）

日程第3 これより、討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第35号から議案第62号までを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第35号から議案第62号までの討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

暫時、休憩いたします。

（11時 4 分休憩）

（11時15分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎採決（議案第35号～議案第62号）

日程第 4 これより、お手元に配付いたしております提出議案書の議案第35号から議案第62号を採決いたします。

議案第35号 令和 8 年度度会町一般会計補正予算（第 1 号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第35号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第36号 令和 8 年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第36号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第37号 令和 8 年度度会町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第37号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第38号 令和 8 年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第38号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第39号 度会町行政手続条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第39号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第40号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第40号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第41号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第41号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第42号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第42号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第43号は、承認されました。

続きまして、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町一般会計補正予算（第10号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第44号は、承認されました。

続きまして、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第5号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第45号は、承認されました。

続きまして、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第5号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第46号は、承認されました。

続きまして、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第47号は、承認されました。

続きまして、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第48号は、承認されました。

続きまして、議案第49号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第49号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第50号 麻加江辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第50号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第51号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第51号は、同意されました。

続きまして、議案第52号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第52号は、同意されました。

続きまして、議案第53号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第53号は、同意されました。

続きまして、議案第54号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第54号は、同意されました。

続きまして、議案第55号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第55号は、同意されました。

続きまして、議案第56号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第56号は、同意されました。

続きまして、議案第57号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第57号は、同意されました。

続きまして、議案第58号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第58号は、同意されました。

続きまして、議案第59号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第59号は、同意されました。

続きまして、議案第60号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第60号は、同意されました。

続きまして、議案第61号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第61号は、同意されました。

続きまして、議案第62号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第62号は、同意されました。

○議長（若宮 淳也） 暫時、休憩いたします。

(11時24分休憩)

(11時25分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、中村町長より提出されました議案第64号 令和8年度度会町一般会計補正予算（第2号）を日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎追加提出議案の上程（議案第64号）

追加日程第1 議案第64号 令和8年度度会町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

◎提案理由の説明（議案第64号）

追加日程第2 それでは、議案第64号 令和8年度度会町一般会計補正予算（第2号）に対して、提案者、中村町長より提案理由の説明を求めます。

はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、追加議案につきまして提案説明をさせていただきます。

議案第64号 令和8年度度会町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本補正予算は、学校給食施設費において、給食センターの建築以来、メンテナンスしながら使用してきたガス式立体炊飯器の故障により、急ぎ、新規購入する必要が生じたこと、さらに、台風6号により農業用施設等が被災したことから、この復旧経費として、歳入歳出予算を調整した上で1,938万6,000円を追加し、補正後の予算総額を53億6,537万2,000円といたすものであります。

詳細につきましては、歳出から申し上げます。

8 ページ、款9 教育費、項5 保健体育費において、平成12年の給食センター建築以来26年間、メンテナンスを繰り返しながら使用してきたガス式立体炊飯器の修理がきかなくなったことから、その新規導入経費として578万6,000円を計上しています。

款10災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費においては、台風6号により崩落した山村広場栗山の法面の復旧にかかる測量設計委託料150万円と、その工事費として810万円を計上しています。

次の、項2 農林水産業施設災害復旧費でも、同じく台風による河川の増水で、獣害防止施設が大きく損壊したことから、その復旧補助金として300万円を見込むものであります。

戻っていただきまして、歳入7 ページ、款18繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金に978万6,000円を計上し、財源調整をいたすとともに、款21町債、目5 災害復旧債においては、山村広場栗山の法面復旧事業の財源として960万円を計上いたすものでございます。

合わせまして、地方債補正につきましては、地方自治法第230条第2項により、4 ページの第2表 地方債補正へ記載しておりますので、追って、御高覧いただきたいと思えます。

以上、提出議案の説明とさせていただきますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑（議案第64号）

追加日程第3 これより、議案第64号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第64号に対する質疑を打ち切ります。

◎常任委員会付託（議案第64号）

追加日程第4 お諮りいたします。

議案第64号については、度会町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎討論（議案第64号）

追加日程第5 これより、討論を行います。

議案第64号に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

議案第64号に対する討論を打ち切ります。

◎採決（議案第64号）

追加日程第6 これより、議案第64号を採決いたします。

議案第64号 令和8年度度会町一般会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第64号は、原案どおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

（11時31分休憩）

（11時32分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、提出されました発議第2号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎議員提出議案の上程(発議第2号)

追加日程第7 発議第2号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

◎提案理由の説明(発議第2号)

追加日程第8 それでは、発議第2号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてに対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

8番 登喜三雄議員。

○8番(登 喜三雄) 発議第2号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

令和8年6月11日提出

提出者 度会町議会議員 登 喜三雄

賛成者 度会町議会議員 大西 徹

同じく 大野 原徳

同じく 濱岡 裕之

度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例

度会町議会議員定数条例(昭和40年度会村条例第35号)の一部を次のように改正する。

本則中「11人」を「10人」に改める。

附則 この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

理由1 令和5年6月11日執行の度会町議会議員選挙は、議員定数11人で執行され、無投票となりました。

法の下、住民の権利である選挙権が行使されないこととなり、翻って議員は、選挙による住民の信任を得られない結果となりました。

議員定数を削減し、無投票を回避する可能性を高めることは、民主主義を守ることにつながります。

理由2 現在の議員定数11人とするべく、当該条例が改正された平成25年9月末の度会町人口は8,723人でありましたが、令和8年4月末の町人口は7,365人となり、1,358人減少しています。さらに、10年後には6,000人台になると推計されています。

このような中、無投票ながら議員定数11人で開始した本町議会は、途中1人が欠

員となり、現在は10人でもって、一部ではなく全体の住民の代表として二元代表制の役割を果たすとともに、付随して4年間で約1,300万円の報酬削減につながることをなっています。

人口減少が進む中で、自主財源3割台の本町にとって、現に10人で支障なく機能していることを考えると、現状に整合性を持たせた議員定数とすべきです。

以上、二つの視点から議員定数を現行の11人から10人に削減するべく当該条例の一部を改正するものです。

これを、この議案を提出する理由といたします。

結びに、傍聴していただいております。良き緊張感をいただいておりますことを、感謝申し上げます。良き議論が展開され、ひいては、度会町議会が住民の皆様の代表として、良き役割を果たせるよう祈念いたしまして、終わります。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第2号）

追加日程第9 これより、発議第2号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

発議第2号に対する質疑を打ち切ります。

◎討論（発議第2号）

追加日程第10 これより、討論を行います。

発議第2号に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

1番 山北佳宏議員。

○1番（山北 佳宏） 1番議員の山北佳宏です。よろしくお願いします。

発議第2号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

私は、議会の定数削減につきましては、そのものを否定するものではありません。

しかし、現時点での削減は、時期尚早であると思います。もっと慎重な議論が必要であると思います。

理由として、まず、人口減少だけで判断すべきではないと思います。町の人口は確かに減少し、示されるように約1,300人の減少となっていますが、選挙人登録名

簿においては、減少は約800人とどまっています。これは2016年6月以降に選挙権が18歳まで引き下げられたことや、減少の主な要因は、子どもさんの減少で、有権者の減少はそこまで至っていないということです。全人口に対しましての選挙人登録人の構成比は、平成25年度は82.7%、令和8年3月においては86.7%となっております。

次に、人口は減少していますが、行政規模はむしろ拡大しています。これは行政が地域のために、いろいろな政策を講じ、住みよいまちづくりを行っているからです。今年度、一般会計当初予算は52億9,000万円です。先ほど補正予算において、53億円を超えました。過去、議員定数を削減した翌年の平成28年度の予算は34億100万円です。この予算の規模の拡大、また、この事業に伴い職員も増加しています。働き方改革も加わり、臨時職員も含め、現在210人、平成28年度当初は170人で、40人の増加です。

その他、地域おこし協力隊等、部外の人材も増加しています。このように、予算の使途が複雑化、事業が多様化、外部人材の関与が増加している状況で、議会の役割であるチェック機能を強化すべきであり、安易な定数は逆行するものではないでしょうか。

次に、無投票を理由とすることに対して疑問があります。前回の選挙で無投票28年ぶりであったことは事実であり、選挙で選ばれることは必要だと思います。

しかし、無投票の原因は必ずしも定員の多さではないと思います。全国的にも起こっています議員の成り手不足が原因だと思います。議員の成り手不足の危機につきましては、全国町村議会議長会で協議され、令和6年3月に、町村議会議員の成り手不足に潜む三つの危機の報告書として、私たち議員にもこの冊子が配布されています。

この報告書の中にも、選挙のために定数を下げることは、議会が備えるべき多様性に逆行する措置となると。また、議員定数等は、地域の住民の皆さんの多様な民意を集約して、政策へ反映するため、何人必要かの観点に立って決めるべきものであり、選挙の有無とは無関係です。

さらに、当選のハードルを上げることになりますので、新たな成り手の立候補や、小規模地区、集落が議員候補を推すにあたって、大きな阻害要因とされると思っています。

将来的な視点を欠く対策は、議会の存在意義に関わる多様な人材の参画、成り手不足の悪循環を生むため、無投票の抜本的な防止策にならないと報告されています。

成り手不足は、これまでの地域コミュニティの変化や、議員の身分保障など、いろいろ構造的な課題があると思います。これまでのことから、定数削減は解決策でなく、成り手不足の解消、若い世代、女性の参入促進、議会の活動の充実、議会活

動の環境改善なども、もっと議論するべきだと思います。

定数削減は、当選ラインが上がる。新人は難しい。小規模な地区から立候補を抑制してしまう。いろいろな意味で不安をあおり、立候補の機会を妨げると思います。

議会は、多種多様な人材が必要であって、度会町へ移住された方や協力隊での経験など、度会町のことを熱意を持って行動されている方々や、また、女性の方々に立候補しやすい環境をつくる必要があると思います。

また、現在1欠員であっても、議会の運営は支障なくできたことに対しては、今期、途中で1名の欠員となって、議会は運営できたという見方もありますでしょうが、私は議会が運営できたのではなく、これだけしかできていないという状況だと思います。住民の方に議会活動が見えにくい、広報だけでは十分伝わっていないと思っております。現在国が進めている地域の方々の政治参画を目的とした主権者教育を度会町議会も計画し、私たち議員は、先日、研修会を開催したところです。これから、今まで行っていないような活動もどんどん増やしていかなければなりません。既に、近隣ではこの事業は実施されていますが、当議会においては、まだこれからという状況を見ても、十分運営ができているとは判断ができないと思います。

以上のような状況で、議会がまず取り組むべきは、定数削減ではなく、議会の役割の強化、そして見える議会、開かれた議会をつくることだと思います。

以上、私の反対の討論とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

10番 濱岡裕之議員。

○10番（濱岡 裕之） 10番議員の濱岡裕之でございます。

度会町の議員定数の見直しに対して、現在の11名からマイナス1名減の10名にという登喜三雄議員の提案の発議に賛成いたします。

1年後の改選を前にして、多くの町民の方々の関心事として意見を聞かせていただきましても、削減を前提とする意見ばかりを頂戴いたします。

度会町住民の人口減少も顕著で、2025年の国勢調査では、前回調査から5年間で626人、8%の減少となっております。

定数削減の理由といたしましては、いくつかあります。

①として、まず、多くの町民の方々の意見として、削減という声が圧倒的に多いという事実でございます。また、今期の議会中の途中で、10名体制できていることから、そのことによる特別な問題は生じていないと思えることであります。

②といたしまして、年間に4回ある定例議会でございますが、それぞれの定例会は10日間ほどの会期が多いです。土曜、日曜の休会を除き、審議できる日にちとしては8日間あります。1日7時間ほどの審議時間といたしましても、50時間以上の

時間が優にあります。過去十数年間の例からも、フルに審議時間を使わずとも、閉会することが多かった点でございます。

③としまして、定例会においては、大きなウエートを占める予算決算常任委員会でございますが、議長を除く全議員がこの委員会に参加、出席いたします。各課からの課長、局長、担当の方より提出をされました議案の説明を受けます。その提出議案の審議は1日から1日半、もしくは2日間で終了することが多くあります。その委員会の最後には、直後には可否を問うておりますが、その判断を後に延ばす、例えば、最終日の前日に委員会を再開して、その可否を判断する。その間には、疑問点や不明点など、担当課に徹底的に十分な確認ができます。その上での慎重判断となり得ることがあります。

④としまして、三重県内には29の市と町がございます。市でありながら、人口も年間予算の規模も、度会町の2倍の規模でありながら、議員定数が度会町の11名よりも1名少ない10名という自治体がございます。その市は、具体的には尾鷲市でございます。議員定数削減により、議会費予算も確実に下がります。

以上のようなことから、コンピュータやソーシャルメディアの普及や、またAI技術の目覚ましい発展などもあります。まさに、今の時代に合った度会町としての議員定数の見直し時期であるのではないかと考えます。

これが、私の議員定数、現在の11名からマイナス1減の10名へという、登喜三雄議員の発議に対しての賛成意見であります。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

6番 貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 私は、まず形式的なことから申しますと、町議会はね、町長率いる行政の下請けではありません。形式的にはね、対等なんです。ですから、その対等の立場の人がね、わずかな数ではいかんので、形式的には11人おって、1人が議長がここへ出たとしても、議場に5人ずつおらないかと、そのぐらいの私、つもりでおるんです。

今ね、人口の枠はもうなくなりました。私が議員になったときには、人口このぐらいやったら、議員の数はこのぐらいの範囲ですよというのは、そういうのがあったんですが、今はもうそれがなくなって、各独自の自治体で決めてくださいと、こういうことになったようですので、そういう意味で、私は削減はちょっと待つてほしいなという意味で、今ここへ出させてもろとるんです。

それで、私、今、度会町で二つ常任委員会がありますが、そのうちの一つに入っとるんです。今9人しか議員がおられませんから、議長を除いてね。二つのうち5人

と4人に分かれとるんです。二つの常任委員会ね。それで、私はこの二つの常任委員会の4人の方に入っとるんです。この間1名欠席されました、予算の説明のときにね。そうすると3人なんです。3人のところへね、役場の課から来て説明していただくんですが、これはもう申し訳ないです。ですから5人ぐらいいてね、委員会も成立するんだという、そういうつもりで、私は削減にはちょっと待ってくださいと。

それからね、例えば報酬が高いんじゃないかみたいなことで、議員減らした方がええんとちゃうかっていうことになるか分かりませんが、報酬はね、高かったら下げたらええんです、そんなんね。そういう意味で、もしそうだとしたら、下げてもろて結構ですけど、10人は議場において、議長さん1人で、11名は何としても私は、もう前からこだわっとるんです。

それでね、広く地域から代表になれるよう、議員さんを拾い上げられるようなね、そういうシステムでないと、しまいにもうどこか1か所から、あれ数人出て議会やっとるわて、それの方がしらけていくと思うんですね。せやもんで、私はくどいようですが、地域の住民の方々の意見を拾うために、一般質問そうですね。私は毎回こんなこと言うてくれへんかって言われたもんで言うていますって断っていますけれども、私の知恵はそれほどありませんが、こんなこと言うてくれ、そういう言うてくれ言う人がね、近くにおればいいんですけど、それが遠くにおったらね、言うてくれも言いにくいやないですか。電話すりゃええことやと思いますけど、世間話の中から出てきたりすることはようけあるわけですからね。

私らは、役場と戦ってみようとかね、下請けになると、そんなことはありません。町民の方々がね、幸せになるように、それぞれ自分なりの努力をしとるんです。あるいは子どもさんを育てるために、自分は何ができるかと、俺もうこんな歳やで、子どもと関係ないなって言うたらんとね。何でもええですから関わったらええんですね。そうやってして住民の人と関わるためには、地域が広いところから議員さんが集まってくるという、そういう形式にしたいので、定数は減らさないで、たくさんの人をあちこちの地域から選んでくると。もうね、過疎になるのはもう見えとるんです、私らもね。私の存所でも、うち考えても、俺、これで死んだらどないなるねんて、すぐ分かります。この在所どうなんねやて。そういう状況ですから、どういう状況になっても、少なくとも11人で議会は続けてほしいと。

そうせんと、地域の人々の意見を拾い集めるような、そんなことはできません。それから、役場と我々は対等ですから、その対等のときにね、町長にそんなこと言うてどないやっていうんやなしにね、こんなこと言うてくれへんかって言えるような、それが議会なんですから。一般の人が来て町長のところへ来てね、町長こんなこと言うてくれって言ったって、知らんこっちゃで、それで済むんですけど、議員

の場合はそんなわけにいきませんね。知らんこっちゃとは言いませんけどね、町長さんはね。

そういう意味で、議会は行政と対等の立場ですから、できるだけ多い方がよろしい。それで人口枠とか、そんなものはなくなっていますから、その町独自で決めたらええので、それぞれ我々も言いたいことを言うとするわけですね。反対の人も賛成の人も、みんな言いたいこと言うとするわけですが、そういう意味でくだいようですが、私は11名。

それと、もう一つね、社会通念上、今、10人になっていますけど、亡くなられた議員さんは、健康の理由で亡くなられた議員さんは、今その任期中なんです。ですからね、社会通念上、その人のことを考えると、任期中はちょっとこういう話合いを控えて、次の議会でやってもらおうとありがたいなと、私は勝手にそう思うんです。以上です。

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

2 番 大西徹議員。

○2 番（大西 徹） 2 番議員の大西徹です。

発議第2号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

私も、現在の11名から10名に定数を削減しても、活動、運営または町政に対するチェック機能がうまく機能できるものと考え、改正をするべきと思います。

実際に、現在10名での活動・運営を試験的に実施し、支障なくスムーズに運営が進められています。

そして、人口が減少しているから、代表の議員も減らすべきといった人口要因をはじめ、財政、選挙、横並び等の要因も鑑みること、そして何よりも、町民の方々の声にも減らすべきだとの声が多く聞こえます。1名が欠員となったときに、このピンチをチャンスに変えたいと思いながら、スキルアップを継続し、意識し、少数精鋭の活動を進めていくことが、私の責務だと考えます。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

11番 中森慰議員。

○11番（中森 慰） 私は、発議第2号に反対をいたします。

私が初めて議員を務めさせてもらったときに、議員定数16人でした。それが14人、12人、11人と徐々に削減をしてまいりました。

議員は、住民の皆様の代表として、住民の皆さんの声を行政に届ける大きな役割

もございます。これ以上、定数を削減していくと、大きな地区、先ほどからもありましたが、有権者の多い地区がだんだん有利になってくるような状況が進んでまいります。小さい地区にも議員さんを出していただけるような状況は保つべきだと、大きな地区は2名、3名も出せるような状況が出てくる。このようなことは絶対に避けるべきだと、私は思っております。

また、議員は行政のチェック機関として、本当に大きな仕事を持っております。私が議員として務めさせていただいた最初は、30億円ぐらいの一般当初予算でございました。今はそれを50億円を超してきました。職員の数も増えてまいりました。仕事の内容、また事業も多様化してまいりました。そのような中で、議員のみ定数を削減していくということに関しては、避けるべきだと。よく首長さんが立法と行政は車の両輪であると、一緒になって住民の皆さんのためにと、こういうようなことを発言されますが、車の両輪、これは両輪が等しく、大地にしっかりタイヤをつけていてこそ、推進力が発揮できて、住民のために働けるわけでありまして、これがアンバランスになっては絶対駄目であります。片方が大きかったり、小さかったり、また片方が宙に浮いていては、これは推進力が発揮できないので、そのような観点から、私は、発議第2号に反対をいたしますが、先ほどからもいろいろ聞かせていただいておりますが、無投票と定数削減をイコールにするべきではないと、私は考えております。

以上、私の反対討論を終わります。

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

3番 大野原徳議員。

○3番（大野 原徳） 3番、大野原徳です。

度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

私は、町民の皆様から、近隣市町でも議員定数の見直しが進んでいるが、度会町でも議論すべきではないかというお声をですね、頻繁にいただいております。

私自身、2期7年にわたる議員活動の中で、一貫して議員定数見直し、削減を訴え続けてまいりました。

今後、町が取り組むべき事業は多岐にわたり、議論の場も増えると言われております。

しかし、事業の多くは、まず、職員によって精査され、我々議員に求められるのは、その内容を深く吟味し、本質を見抜く姿勢です。議会の質を左右するのは決して人数の多寡ではなく、議員一人のやる気と情熱の問題であると考えます。たとえ定数を減らしたとしてもですね、現在10日間確保されている本会議の期間の中で、

時間をかけて丁寧に議論を尽くせば、諸課題に対して、十分な検討が可能です。限られた人数であっても、密度を高めて議論に臨むことが、今の度会町に求められている本来の議会の姿ではないでしょうか。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第2号に対する討論を終わります。

◎採決（発議第2号）

追加日程第11 これより、発議第2号を採決いたします。

発議第2号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（4 名 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成・反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

発議第2号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例については、議長は否決と裁決します。

暫時、休憩いたします。

（12時7分休憩）

（12時15分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、提出されました発議第3号 町長の専決処分事項の指定についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎議員提出議案の上程（発議第3号）

追加日程第12 発議第3号 町長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

◎提案理由の説明（発議第3号）

追加日程第13 それでは、発議第3号 町長の専決処分事項の指定についてに対

して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

8 番 登喜三雄議員。

○8 番（登 喜三雄） 発議第 3 号 町長の専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第 1 項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

ただし、その効力は議決の日から令和 9 年 7 月10日までとする。

令和 8 年 6 月11日提出

提出者 度会町議会議員 登 喜三雄

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

同じく 大野 原徳

同じく 濱岡 裕之

同じく 中森 慰

1 1 件50万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること。

提案理由

町が当事者となる交通事故等の損害賠償事件について、和解及び損害賠償の額を定めることは、地方自治法第96条第 1 項第12号及び第13号の規定により、議会の議決事項とされているところであるが、その都度、議会を招集または提案することは、事務処理上の遅滞を招き、相手方に対する対応の迅速性を欠くおそれがあることから、少額の事案（1 件50万円以下）については、行政事務の効率的な遂行と住民サービスに対する迅速な救済を図るため、地方自治法第180条第 1 項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第 3 号）

追加日程第14 これより、発議第 3 号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

発議第 3 号に対する質疑を打ち切ります。

◎討論（発議第 3 号）

追加日程第15 これより、討論を行います。

発議第 3 号に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 討論なしと認めます。

発議第3号に対する討論を打ち切ります。

◎採決(発議第3号)

追加日程第16 これより、発議第3号を採決いたします。

発議第3号 町長の専決処分事項の指定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(多 数 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成多数であります。

よって、発議第3号は、原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和8年第2回度会町議会定例会を閉会いたします。

(12時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員